平成２４年（フ）第１０９２号
埼玉県加須市花崎１丁目41番地９　ハイツこすもすＤ棟101号室、旧住所埼玉県久喜市江面1431番地25
債務者　戸高　昌典
1　決定年月日時　平成24年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中村　弘毅
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月26日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１１２６号
埼玉県鴻巣市笠原1901番地
債務者　植田　一也
1　決定年月日時　平成24年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　青山　隆治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月26日午後１時45分
5　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１００５号
京都府八幡市男山八望２番地―Ｃ16―204
債務者　上垣　重紀
1　決定年月日時　平成24年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山口枝見子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月28日午前11時
5　免責意見申述期間　平成24年11月14日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第２６６号
愛知県刈谷市半城土西町１丁目11番地２　県営半城土住宅704号
債務者　岡平　　篤
1　決定年月日時　平成24年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　清水ちはる
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年12月３日午後３時
5　免責意見申述期間　平成24年11月19日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第３１４７号
愛知県あま市七宝町伊福河原162番地２、住民票上の住所名古屋市中村区野田町字経田33番地の１　ＮＤＳマンション八田1101号
債務者　ガレージ　ビック　フィールドこと　大野　清二
1　決定年月日時　平成24年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　早川　尚志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年12月４日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成24年11月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３１４８号
愛知県あま市七宝町伊福河原162番地２、住民票上の住所名古屋市中川区土野町59番地
債務者　酒井　千惠（旧姓大野）
1　決定年月日時　平成24年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　早川　尚志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年12月４日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成24年11月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１５９７号
名古屋市西区八筋町59番地の１　マンションＦＴＹ503号
債務者　辻松　博文
1　決定年月日時　平成24年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　稲垣　篤史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年12月４日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成24年11月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第５４０号
北九州市小倉北区魚町３丁目３番５―301号
債務者　大谷　竜也
1　決定年月日時　平成24年９月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　清成　　真
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年12月３日午前10時
5　免責意見申述期間　平成24年11月20日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第２３０号
北海道旭川市東旭川南１条４丁目４番19号
債務者　庄司　光志
1　決定年月日時　平成24年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川上　義尚
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月28日午後３時
5　免責意見申述期間　平成24年11月21日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第８５４号
堺市東区日置荘西町１丁13番１―201号、前住所堺市東区引野町１丁75番地２
債務者　焼肉大助こと　井手　雄一
1　決定年月日時　平成24年９月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　市川　裕子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年12月６日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成24年11月22日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第４３１号
京都府木津川市木津川台６丁目２番地２　ローレルスクエア木津川台17―101
債務者　吉住佐江子
1　決定年月日時　平成24年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　奥村　寛昭
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年12月12日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成24年11月28日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第４６４号
埼玉県吉川市吉川団地４番15号305
債務者　長谷川一三
1　決定年月日時　平成24年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　池永　知樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年12月14日午前10時
5　免責意見申述期間　平成24年11月30日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第５１号
長崎県雲仙市吾妻町田之平名917番地、住民票上の住所長崎県大村市黒木町963番地１
債務者　井手　浩幸
1　決定年月日時　平成24年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川島　陽介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年12月19日午前11時
5　免責意見申述期間　平成24年12月12日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第３０号
高知市横浜新町１丁目301番地　県住横浜第二団地Ｎ―102号
債務者　橋本　幸子
1　決定年月日時　平成24年９月４日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月19日まで
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第６１号
島根県出雲市今市町北本町２丁目２―10　コーポたつみや201号室、住民票上の住所鳥取県米子市道笑町４丁目97番地１
債務者　高野　盛枝
1　決定年月日時　平成24年９月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月22日まで
松江地方裁判所出雲支部

平成２４年（フ）第６２号
島根県出雲市今市町北本町２丁目２―10　コーポたつみや201号室、住民票上の住所鳥取県米子市道笑町４丁目97番地１
債務者　高野　信男
1　決定年月日時　平成24年９月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月22日まで
松江地方裁判所出雲支部

平成２４年（フ）第５１号
和歌山県田辺市朝日ヶ丘26番15号
債務者　中松　清美
1　決定年月日時　平成24年９月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月23日まで
和歌山地方裁判所田辺支部